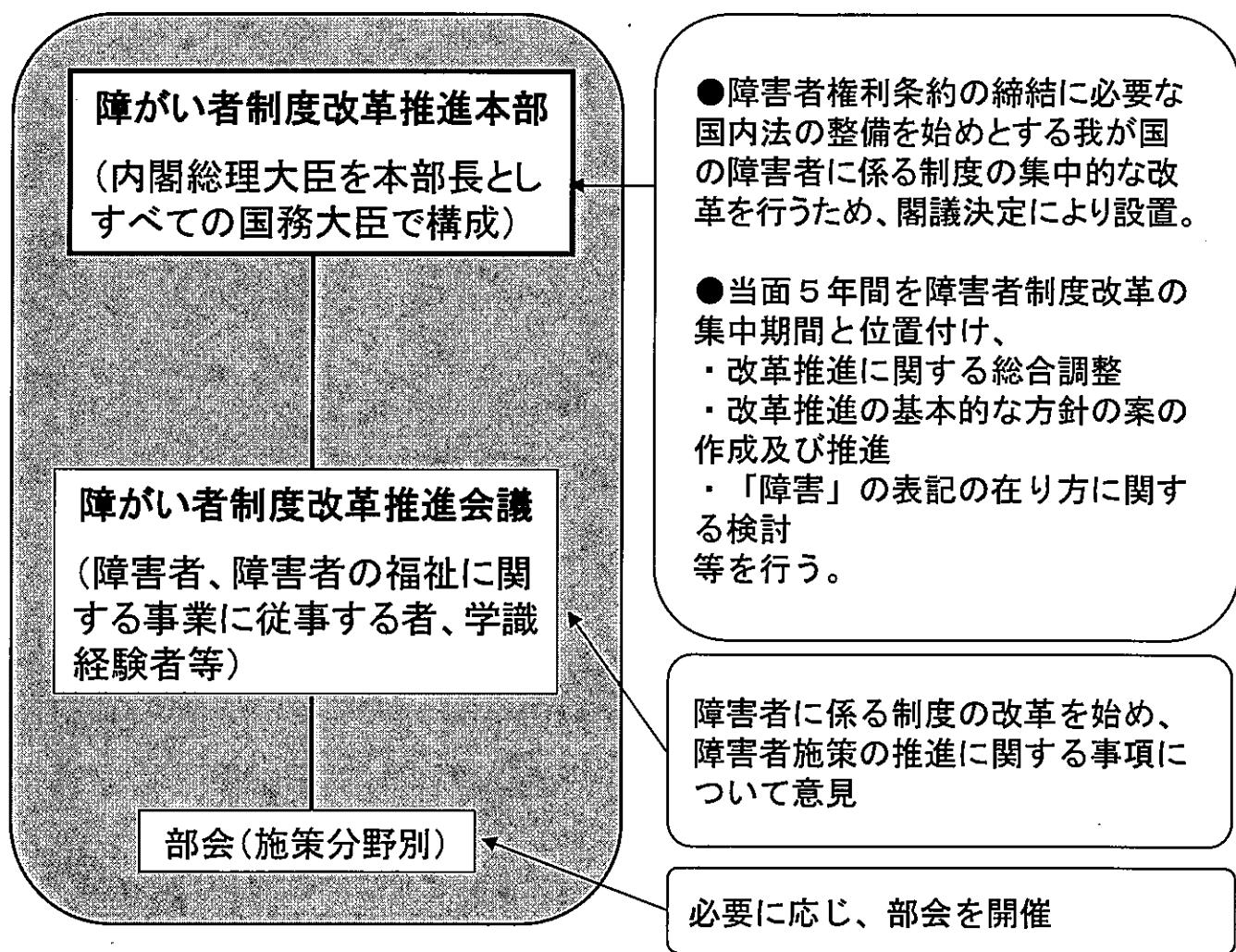


## 障害者制度改革の推進体制



### 【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス等

## 障害者制度改訂に当たっての論点(案)

論点	障害者基本法で定められている 障害者基本計画で定められる 項目	障害者権利条約で定められて いる 項目
障害者制度の基本的な在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的(1条)</li> <li>・定義(2条)</li> <li>・基本的理念(3条)</li> <li>・国及び地方公共団体の責務(4条)</li> <li>・国民の責務(6条)</li> <li>・施策の基本方針(8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会のバリアフリー化の推進(I-1)</li> <li>・利用者本位の支援(I-2)</li> <li>・障害の特性を踏まえた施策の展開(I-3)</li> <li>・総合的かつ効果的な施策の推進(I-4)</li> <li>・啓発・広報(III-1)</li> </ul>
「障害」の表記の在り方		
差別の禁止等障害者の権利利益の 保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的理念(3条)</li> <li>・相談等(20条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等及び差別されないこと(5条)</li> <li>・障害のある女子(6条)</li> <li>・障害のある児童(7条)</li> <li>・生命に対する権利(10条)</li> <li>・危険な状況及び人道上の緊急事態(11条)</li> <li>・法律の前に等しく認められる権利(12条)</li> </ul>
虐待等の防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>・拷問又は残酷な、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(15条)</li> <li>・搾取、暴力及び虐待からの自由(16条)</li> <li>・個人が健全であることの保護(17条)</li> </ul>
政治的及び公的活動への参加		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治的及び公的活動への参加(29条)</li> </ul>
司法手続の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育(14条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法手続の利用(第13条)</li> </ul>
教育		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育(24条)</li> </ul>

施設・サービス等の円滑な利用	・住宅の確保(17条) ・公共的施設のバリアフリー化(18条)	・生活環境(III-3)	・施設及びサービスの利用可能性 (9条)
情報の入手、利用等	・情報の利用におけるバリアフリー化(19条)	・情報・コミュニケーション(III-7)	・施設及びサービスの利用可能性 (9条) ・表現及び意見の自由並びに情報の利用(21条)
雇用等	・職業相談等(15条) ・雇用の促進等(16条)	・雇用・就業(II-5)	・労働及び雇用(27条)
所得保障	・年金等(13条)		・相当な生活水準及び社会的な保障 (28条)
地域社会での自立した生活 (障害福祉サービス等)	・医療、介護等(12条) ・職業相談等(15条)	・生活支援(III-2) ・精神障害者施策の総合的な取組 (II-3)	・自立した生活及び地域社会に受け入れられること(19条) ・個人的な移動を容易にすること(20条)
障害のある児童の福祉		・教育・育成(III-4)	・障害のある児童(7条)
保健医療	・医療、介護等(12条) ・障害の予防に関する基本的施策 (23条)	・保健・医療(III-6) ・精神障害者施策の総合的な取組 (II-3)	・健康(25条) ・リハビリテーション(26条)
その他の施策等	・障害者週間(7条) ・文化的諸条件の整備等(22条) ・経済的負担の軽減(21条)	・活動し参加する力の向上(II-1) ・活動し参加する基盤の整備(II-2) ・アジア太平洋地域における域内協力の強化(II-4) ・国際協力(III-8)	・活動の自由及び国籍についての権利(18条) ・文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(30条) ・国際協力(32条)
障害者施策の実施及びその監視等の体制	・障害者基本計画等(9条) ・法制上の措置(10条) ・年次報告(11条) ・中央障害者施策推進協議会(24条、25条) ・地方障害者施策推進協議会(26条)	・重点施策実施計画(IV-1) ・連携・協力の確保(IV-2) ・計画の評価・管理(IV-3) ・必要な法制的整備(IV-4) ・調査研究、情報提供(IV-5)	・統計及び資料の収集(31条) ・国内における実施及び監視(33条) ・国際的監視(34条～40条)